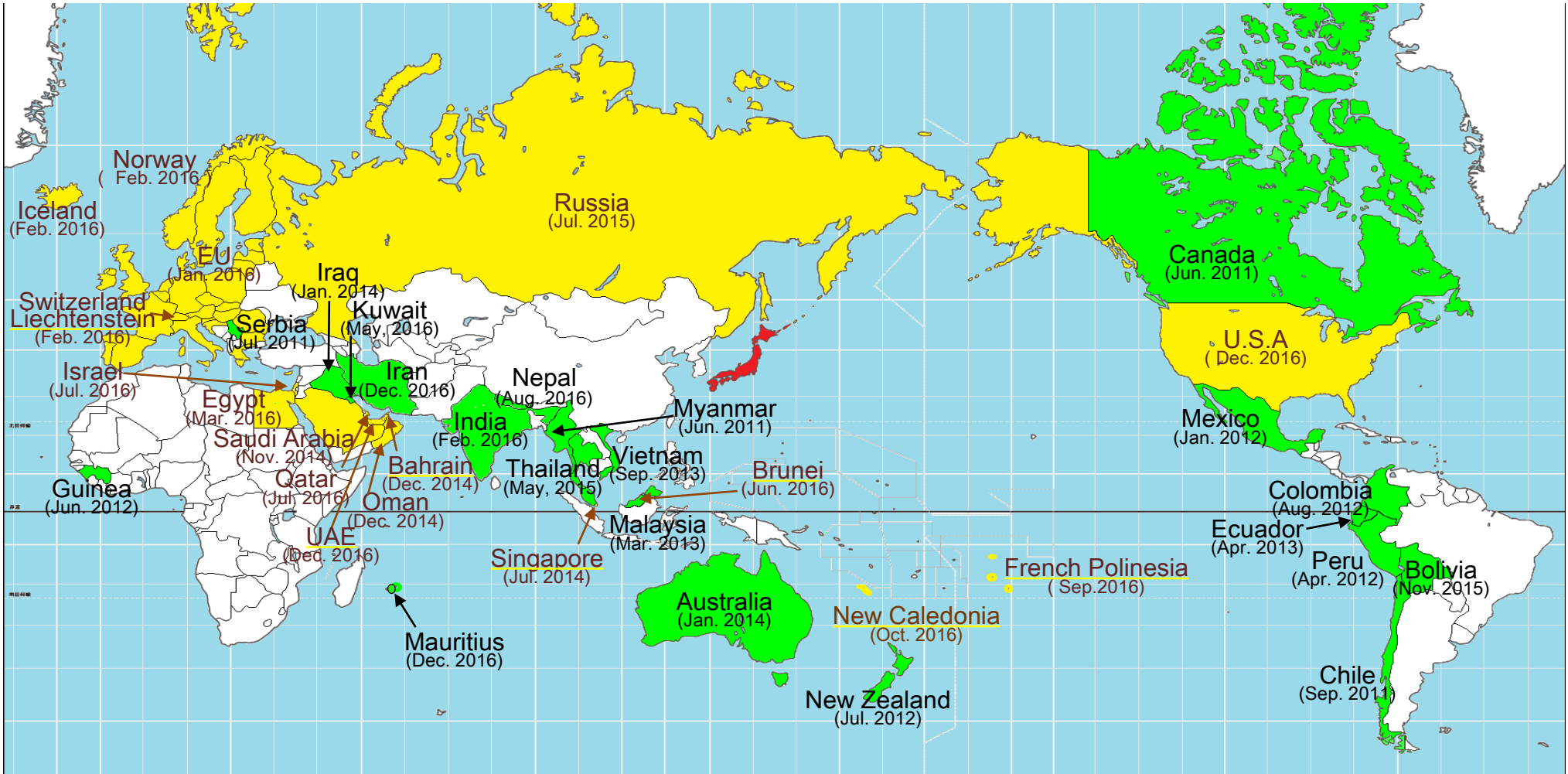




# 輸入規制を撤廃・緩和した21カ国

- 2016年12月現在、21カ国(緑色)が輸入規制を撤廃。
- また、2014年4月以降、18カ国・地域(黄色:EU、スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、イスラエル、シンガポール、サウジアラビア、バーレーン、オマーン、ブルネイ、米国、ロシア、エジプト、仏領ポリネシア、カタール、ニューカレドニア及びUAE)が輸入規制を緩和。





# 日本食品に対する輸入規制の撤廃・緩和

●原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、規制が緩和・撤廃される動き。

◇諸外国の食品等の輸入規制の状況（平成28年12月29日時点）

規制措置の内容	国・地域数		国・地域名
規制措置を完全撤廃した国	21		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス
一部の都県を対象に輸入停止	10	7	韓国、中国、シンガポール、香港、マカオ、台湾、ロシア
		3	(日本での出荷制限品目を停止)米国、フィリピン、レバノン
一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書を要求	18		インドネシア、アルゼンチン、仏領ポリネシア、オマーン、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、コンゴ民主共和国、モロッコ、ブラジル、EU※、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、ブルネイ、ニューカレドニア、アラブ首長国連邦(UAE) ※EU加盟国(28カ国)を1地域とカウント。
自国での検査強化	5		パキスタン、ウクライナ、イスラエル、トルコ、カタール

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は規制措置を撤廃したが、一部の野生動物肉についてのみ検査証明書等を要求。

◇最近の規制措置が完全撤廃された例

撤廃された年月	国名
平成25年9月	ベトナム
平成26年1月	イラク
〃	豪州
平成27年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く
11月	ボリビア
平成28年2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
〃	モーリシャス

◇最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国名	緩和の主な内容
平成28年1月	EU ※	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等)
1、2、3、4、7、8、9、10、12月	米国	輸入停止(福島県等)→一部の品目が順次解除
3月	エジプト	検査証明書の対象地域及び対象品目の変更(11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物)
6月	ブルネイ	輸入停止(福島県の食肉、野菜、果物、水産物、牛乳・乳製品)→検査証明書添付で輸入可能(福島県の全食品が検査証明書の対象に)
6、9月	仏領ポリネシア	検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小(福島県の野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等を検査証明対象から除外等)(9月)
7月	カタール	検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査
〃	イスラエル	輸入時サンプル検査の対象地域及び対象品目が縮小
10月	ニューカレドニア	輸入停止(12都県の全ての食品・飼料)→解除(野菜、果実(柿を除く)、畜産品、そば、茶等について証明書の添付も不要に)
12月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小(15都県の全ての食品・飼料→5県のみ)

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUIに準拠した規制緩和を実施。